

件名	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療保険課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)
【改正の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により、国民健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、国民健康保険法施行条例において引用している政令の条ずれを改正するものである。	
施行日	公布日
【その他参考事項】	